

太子町学校給食用物資納入業者登録基準

(1) 立地条件

太子町内または物資の搬送が円滑に行える範囲内に事業所、営業所、工場、店舗等の施設を有していること。

(2) 経営規模

ア 相当の資本で経営され、常時営業が行われていること。

イ 固定した営業施設等があり、営業施設等は、社員等が常駐し、必要があると認めるときは迅速かつ適切に連絡調整及び行動ができる体制であること。

(3) 信用状況

ア 経営状態が堅実であるとともに、営業内容が良好で販売実績をあげていること。

イ 食品に関する法律及び諸規定を遵守されていること。

ウ 継続して2年以上、その営業を行っている実績があること。(ただし、町内業者においてはその限りでない。)

エ 納税義務を完全に履行するなど誠実な経営に努めていること。

オ 学校教育の一環として実施する学校給食をよく理解していること。

カ 成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)及び破産者で復権を得ない者でないこと。

キ 刑事訴追を受けている者及び刑の執行を受けている者でないこと。

ク 太子町契約からの暴力団排除措置要綱に規定する入札参加除外者等でないこと。

ケ 学校給食会の登録の取り消しを受けた者は、その取り消しの日から起算して3年を経過していること。

(4) 安全衛生状況

ア 食品に関する法律及び品質表示基準並びに諸規定が遵守されていること。

イ 製造加工業者については、材料倉庫・製品置場・冷蔵設備その他衛生上必要な設備等が完備され、給食物資の安全性が担保されていること。

ウ 品質管理が十分に行われ、生産から配送まで食品の安全と衛生の管理が徹底されており、その記録を記した帳票を保存していること。

エ 従業員に対し、健康管理を十分行うとともに、定期的に衛生研修会等を実施して、衛生面等の教育を行っていること。

(5) 供給能力

ア 仕入れ能力及び製造・加工能力を十分に保有していること。

イ 指示する期日、時刻に適正な温度管理のもとで指定した場所に物資の納入することができ、かつ、数量不足、交換など緊急時に迅速に対応できる体制であること。

ウ 指定した期日、時刻、場所に遅延することなく正確に配送できる能力を有していること。

エ 緊急時に対応できる態勢を有していること。